

建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 40 条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、<u>法第 43 条第 2 項</u>の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限、法第 56 条の 2 第 1 項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限及び法に基づく申請に係る手数料は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(大規模建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第 5 条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 平方メートルを超える建築物の敷地は、次章に別段の定めがある場合を除き、幅員 4 メートル以上の道路に 6 メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法第 43 条第 1 項ただし書</u>の規定により許可を受けた場合</p> <p>(2) 次のいずれかに該当し、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合</p> <p>ア 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 112 条第 1 項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備で延べ面積 1,000 平方メートル以内ごとに区画する場合</p> <p>イ 延べ面積の合計 1,000 平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員 3 メートル以上の通路を設ける場合</p> <p>(長屋)</p> <p>第 6 条の 2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 法第 23 条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 40 条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、<u>法第 43 条第 3 項</u>の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限、法第 56 条の 2 第 1 項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限及び法に基づく申請に係る手数料は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(大規模建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第 5 条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 平方メートルを超える建築物の敷地は、次章に別段の定めがある場合を除き、幅員 4 メートル以上の道路に 6 メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法第 43 条第 2 項第 2 号</u>の規定により許可を受けた場合</p> <p>(2) 次のいずれかに該当し、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合</p> <p>ア 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 112 条第 1 項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備で延べ面積 1,000 平方メートル以内ごとに区画する場合</p> <p>イ 延べ面積の合計 1,000 平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員 3 メートル以上の通路を設ける場合</p> <p>(長屋)</p> <p>第 6 条の 2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 法第 23 条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火</p>

火建築物を除く。)は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、令第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路(法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該許可の内容に適合するためその敷地が接しなければならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。)に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの

(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの

(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

第21条 法第85条第5項\_\_\_\_\_の規定により許可を受けた仮設建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。

火建築物を除く。)は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、令第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路(法第43条第2項第2号の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該許可の内容に適合するためその敷地が接しなければならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。)に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの

(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの

(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

第21条 法第85条第5項又は第6項の規定により許可を受けた仮設建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。